

# 鏡石町人事行政の運営等の状況を公表します



「鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和5年度の状況を公表します。今回の公表は、地方公務員法第58条の2第3項の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めることを目的に行われるもので、町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知りたいために公表するものです。

表1 職員の構成(部門別)

部門	区分		職員数 対前年 増減数
	令和5年	令和6年	
普通会計部門	議会	2	2
	総務	21	+2
	税務	7	7
	農水	6	6
	商工	3	3
	土木	10	10
	民生	14	14
教育部門	衛生	9	+2
	計	72	+4
公会計部門等	計	86	+6
	水道部門	4	4
	下水道部門	4	4
その他部門	その他部門	6	-1
	計	14	-1
合計		100 [123]	+5 [-]

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数。  
2 [ ] 内は、条例定数。

表2 職員の採用・退職状況

[採用者数] 令和5年4月1日時点			
区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	4人	0人	2人
計	4人	0人	2人

  

[退職者数] 令和6年3月31日時点			
区分	定年退職	勤奨退職	普通退職
一般行政職	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

表3-1 人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳 人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	%
12,084	7,583,432	966,132	12.7

表3-2 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 A	給与費			一人 当たり 給与費 B/A	
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当		
人 91	千円 365,056	千円 60,924	千円 144,649	千円 570,629	千円 6,271

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれておらず、職員数には当該職員を含んでいません。

表3-3 職員の平均給与月額

区分	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	41.6歳	380,309円
教育職(幼稚園)	48.7歳	422,521円

表3-4 初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 200,500円
教育職	高校卒 169,900円

表3-5 勤務時間の状況等

1週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日 及び 日曜日

表3-6 年次有給休暇取得等

総付与 日数 A	総取得 日数 B	全対象 職員数 C	平均 取得率 B/C	消化率 B/A
3,702日	1,020日	97人	10.5日	27.6%

職員手当の内容(令和6年4月1日現在)

区分	内容
期末手当	期末手当 2.45月分
勤勉手当	勤勉手当 2.00月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算5~15%
扶養手当	子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円
借家等職員	家賃月額が20,500円以下 ●月額9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ●(月額-20,500円)÷2+11,000円を支給(上限額28,000円)
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額が64,000円以下 ●運賃等相当額を支給 運賃等相当額が64,001円以上 ●相当額-64,000円÷2+64,000円を支給(上限額なし) 自動車等利用者 2km~95km 3,000円~70,600円
管理職手当	支給額 ●参考・総務課長 35,000円 ●課長・局長・室長 30,000円 ●総括主幹・主幹 25,000円
退職手当	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)

職員の福利及び利益の保護の状況



特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	給料月額等
町長	738,900円
副町長	591,300円
教育長	554,400円
議長	296,100円
副議長	243,900円
議員	225,900円
町長	(5年度支給割合) 3.35月分
副町長	(5年度支給割合) 3.35月分
議長	(算定方式・支給時期) 738,900×在職月数×0.48(任期ごと)
副町長	591,300×在職月数×0.29(任期ごと)
教育長	554,400×在職月数×0.20(任期ごと)